

国際産業政策と多国籍企業

深尾京司・細谷祐二

1. はじめに

近年、対内・対外直接投資やアジア内での国際分業の進展等、国境を越えた経済活動が日本についても急速に進展した。これまで産業政策は、主に国内産業を対象として議論されてきたが、経済の国際化につれグローバルな視点で産業政策をデザインする必要性が高まっていると考えられる。本論文ではこのような問題意識から、国際産業政策という比較的新しい経済政策について考察する。今日の経済国際化の主な担い手の一つは多国籍企業であり 1)、国際産業政策を実施するにあたっての手段としても、また国際産業政策で保護すべき対象としても多国籍企業は重要な意味を持つ。本論文では多国籍企業と国際産業政策のかかわりに特に焦点を当てることにする。

なお、1997 年以來のアジア諸国の金融・経済危機後の経済回復を考えるうえでは、在アジア日系現地法人が今後どのような行動をとるかが重要な意味を持っていると考えられる。しかし、通貨危機およびその後の回復過程のもとで現地法人の行動がどのような要因に依存して決まるかについてはこれまでほとんど研究がない。論文の後半ではこの問題について、過去の通貨危機時における日系生産現地法人の行動についてマイクロレベルのパネルデータを作成して実証分析を行なう。

論文の構成は次のとおりである。次節では国際産業政策と従来の産業政策や貿易政策との関係について議論する。第 3 節では多国籍企業と国際産業政策のかかわりについて分析する。そして第 4 節では通貨危機のもとで日系現地法人がどのような行動をとったかについて実証分析を行なう。

2. 国際産業政策とは何か

2.1 産業政策について

国際産業政策について論じるにあたって、まず「産業政策」にふれる必要がある。「産業政策」(Industrial Policy) という用語が内外で頻繁に用いられるようになったのは比較的最近のことであり、特に欧米の政策担当者や経済理論家が使用するようになったのは 1980 年代に入ってからと考えてよいだろう。また、産業政策については日本等の政策の

実施が先行し後追的に理論的分析が行われた経緯もあって、学界においてコンセンサスとなりうる定義は必ずしも定まっていない2)。

代表的定義として伊藤・清野・奥野・鈴村(1988)のそれを挙げると、「産業政策とは『競争的な市場機構の持つ欠陥 - 市場の失敗 - のために、自由競争によって資源配分あるいは所得分配上なんらかの問題が発生するときに、当該経済の厚生水準を高めるために実施される政策である。しかもそのような政策目的を産業ないし部門間の資源配分または個別産業の産業組織に介入することによって達成しようとする政策の総体』である。」となっている。後藤・入江(1990)が指摘するように産業政策の大きな2本の柱として、産業間の資源配分に介入する政策、すなわち産業構造政策と、個別産業の産業組織に介入する産業組織政策があげられよう。なお、産業政策は、政府が働きかける経済主体が主に企業であるという特徴を持っている。

2.2 国際産業政策の2つの側面

「国際産業政策」という用語には次の2つの意味を持たせることができよう。一つは国際経済政策のうち産業政策に該当するものという意味での国際産業政策であり、旧来から存在した概念である。もう一つは経済のグローバル化という世界的にみられる大きな環境変化の下で、これまで国内を視野において論じられてきた産業政策が外延的に国境を越えて拡大するという意味での国際産業政策である。第二の概念は、急速に進んでいるグローバル化という近年の環境変化に着目し、自国の産業を対象に行われる政策が国境を越えた地理的範囲までを視野におく必要性が高まっている、あるいは自国及び相互依存関係の深い近隣経済をいわば一体の経済圏として捉え、その地域を対象として産業政策的視点からの政策を行う必要が高まっているという比較的新しい認識に基づく。

2.3 旧来の国際産業政策：国際経済政策の産業政策的側面

まず旧来の「国際産業政策」を、いくつかの範疇に分類しておこう。

第一にマーシャルの外部性等の利益が予想される場合に幼稚産業を保護する政策が考えられよう。この場合、例えば産業に直接補助金を交付することで平均費用を引き下げるといった政策的対応も可能であるが、後発国においては財源の問題もあって通商政策的手段がしばしば取られる。これは、産業政策として対外政策手段を用いるという意味で、国際産業政策の範疇に含めることができよう。

第二に、自由な国際貿易・国際投資環境を整備することをめざす政策の中でも、特定の産業を重視した政策は旧来の「国際産業政策」と考えることができよう。例えば、品目や産業を限定せずに貿易相手国の輸入制限的措置の軽減につながるWTOの一般ルールを策定するというのはまさに通商政策そのものであってあえて国際産業政策と呼ぶ必要はないと考えられる。一方、1996年12月のWTO閣僚会議において2000年1月までに情報技術製品の関税を撤廃するという大枠合意に達したITA(Information Technology

Agreement、情報技術合意)は、多国間交渉によるものではあるものの特定産業分野に限ったものであり、各国政府代表は自国の当該産業の利害を受けて交渉に臨むことになる。投資先国の規制緩和を求める政策についても、米国が例えば日本の金融分野の参入規制緩和を求めるというように特定の産業分野に限って交渉が行われるケースがしばしばみられる。米国が比較優位を持つとされるこれらの分野での交渉に極めて熱心であったことからみても、こうした通商政策案件は「国際産業政策」としての色彩が強いものといえよう3)。

第三に「戦略的貿易政策」の理論が想定するような政策があげられよう。この理論は Brander and Spencer (1985) に見られるように、国籍の異なる寡占的な企業間のゲームにおいて、自国市場の輸入制限等の通商政策が自国寡占企業のレントの拡大等を通じて自国の経済厚生を増大に結びつく可能性があることを明らかにした。しかし、この政策が実際に行われる状況は貿易市場が寡占化される、あるいは収穫逓増が著しいといった特定の産業(半導体、航空機等)であって、こうした産業を持ちうるのは多くの場合大国である先進工業国であること等から、報復の可能性や現在の貿易ルールを前提にすると、上記の第一、第二の範疇と比べて実例を数多くあげることは難しい。また、先進国における特定産業の保護・育成という産業政策全体が、そもそも難しくなっているのではないかとの主張もある。すなわち、既にキャッチアップを終えた国では今後どのような産業が発展するか予測することは極めて難しく、また政策手段の実行可能性や有効性にも疑問があるという議論である(Krugman 1994)。

日本においては中央省庁の再編が予定され、1997年12月にはその骨格を決める行政改革会議の最終報告がとりまとめられたが、実質上通商産業省を改組して新設される経済産業省については、その任務を「民間経済の活性化、対外経済関係の円滑な発展を中核とした経済・産業の発展、エネルギー(原子力を含む)の安定的・効率的供給の確保など」とした上で、「個別産業振興の施策、産業間所得再配分的施策の撤退・縮小と市場原理の尊重」、「市場ルールの策定・整備や知的財産権保護、技術開発といった業種横断的政策への重点化」という方針が盛り込まれた。この方針は、経済の成熟化がみられる日本において、情報優位性等に関する政府の能力の限界や利用可能な政策手段を前提とした場合、個別産業育成政策の成否を慎重に判断しようという考え方をおそらく反映している。現に通産省は90年代に入ってから「経済構造改革」という大きな政策パッケージの中で、民間経済の活性化を図るための規制緩和や制度を含むインフラストラクチャーの整備等いわゆる産業の自律的発展の基盤となる環境整備に重点を移してきている。

2.4 新しい国際産業政策：経済のグローバル化に伴う国内産業政策の外延的拡大

経済のグローバル化という現象は、基本的に国境を越えた経済活動が活発化し、国と国の間、あるいは複数の国を含んだ地域内の経済の相互依存関係が深まり、その流れが不可逆的な段階に至っている状態と考えられる。そうした状況を生み出すようになった原動力

の一つは、1980年代以降急速に活発化した国際資本移動であり、とりわけ国際産業政策の必要性という観点から重要なのは直接投資の拡大であると考えられる4)。

直接投資の活発化という近年の世界的な大きな流れを反映して、世界の特定の地域において域内貿易の量的拡大だけでなく、部品や資本財の輸出入シェアの拡大で示されるように域内分業構造の複雑化・精緻化等経済の相互依存関係が深まっている。こうした地域としては東欧を含む欧州地域、北米及び中南米地域、日本を含む東アジア地域等が挙げられ、特に近接する一定の地理的範囲の中で経済関係が緊密化する傾向が強まっていることも注目すべき現象である。表1は日本の機械産業について機械部品調達先の推移を示しているが、1990年代に入って輸入比率が高まりつつあることが分かる。通商産業省(1997)が示したように、近年アジアからの部品輸入が特に増加した。

このように特定の地域における経済の相互依存関係の深化が進むことによって、それまで閉じた経済単位であった一つの「国」の範囲を対象としていた「産業政策」が、より広い地域的範囲を対象とした政策に外延的に拡大する可能性が出てきたことは、少なくとも理論上明らかであろう。

例えば対外直接投資が活発な電機産業や輸送機器産業の将来を考えるためには、海外と国内間の立地代替問題が無視できない。表2に見られるように1980年代後半以降、日本の機械産業企業の雇用創出は国内よりむしろ海外で活発に行われている。また、国内の寡占的な市場については、対内直接投資により新規参入を促すことが有効な政策であると考えられる。

実際の政策的流れをみても、地域経済統合や自由貿易地域の形成の動きが特に欧州地域や米州地域で近年活発化しており、それにあわせて地域内でさまざまな産業協力が政府間あるいは民間ベースで進められている。国を越えた地域を一体の経済圏として捉え、その中のサブリージョンとしての自国の経済厚生を高めることを目的に講じられるさまざまな政策には、新しい「国際産業政策」に相当するものとして特記すべきものがいくつか考えられる。具体的には、

(1) 2国間ではなく一定の地域に属する複数国と互恵の観点から行う輸入制限的措置の軽減・撤廃の働きかけ、自国企業の海外事業活動の円滑化のための働きかけ。

(2) 地域内の基準認証、規制、知的財産制度等のハーモナイゼーションの働きかけ。

(3) 対外経済協力の一環としての地域内の産業関連インフラの整備。

(4) 地域を一体として捉え経済安全保障の観点から行うエネルギー分野等の協力。

(5) 自国企業が地域全体に環境負荷をかけているという観点からの環境分野の協力。

等があげられよう。もちろん、こうした政策は他の目的、例えば経済の相互依存関係が密接である地域の経済の健全な発展が翻って自国経済の良好なパフォーマンスにつながるといったマクロ経済の連関等の観点からも必要とされる。現在、日本もこうした政策をAPEC、日ASEAN協力といったさまざまな経路を通じて東アジア地域で行っており、アジアの経済混乱への対応という観点からより積極的に展開しようとしている。

3. 国際産業政策において多国籍企業の持つ意味

3.1 東アジアにおける日系現地法人と国際産業政策

80年代後半以降活発化した日本の製造業の対外直接投資によって、日本を含む東アジア地域の分業構造は着実に複雑化・精緻化している。また、アジアの経済危機により大きな影響を受けているものの、現地に進出した日系企業は東アジア各国に根をおろし各国の産業構造や経済に組み込まれ、また相当なプレゼンスを占めるに至っている。さらに、近年では東アジア地域内の親子会社・子会社相互間のネットワーク作りが進み、それが日系他社、ローカル企業等も含めたネットワークへと拡大され、地域的にも米州を含むアジア太平洋地域へと拡大がみられる。表3に見られるように日系現地法人の活動は特にアセアン諸国において、電気機械、輸送機械等これらの国にとって先端的な産業を中心に高いシェアを占めており、その行動はこれらの国に大きな影響を及ぼす。

こうした状況は、前節で述べた2種類の国際産業政策を日本が東アジア地域で行う必要性を高めていると考えられる。また、日本が今後東アジア地域において国際産業政策を展開することは、当該地域における円滑な企業活動の継続を希望する日系現地法人のニーズと基本的な方向として一致しているものと考えられる。

ただし、最終的に日本の経済厚生を最大化をめざす国際産業政策は、独立して利潤追求を行う経済主体としての多国籍企業の利害と常に一致するとは限らない。例えば、貿易相手国の輸入制限的措置を乗り越えるため早い時期に直接投資によって現地に進出した生産現地法人や日本の親企業は、その後国際産業政策の一環として日本政府が行う域内の輸入制限的措置の軽減・撤廃の働きかけと利害が一致しないことも十分考えられる。

また、Vernon (1985) が指摘したように、多国籍企業は操業するホスト国の法に従うと同時に、投資母国の法に従う親会社の指令を受けるという二重の性格を持っているため、日本の政策がホスト国の政策と対立し国際摩擦を生む可能性にも注意する必要がある。

本節では国際産業政策において多国籍企業の果たす役割について考えてみよう。

3.2 投資母国政府の影響力行使の手段としての多国籍企業

投資母国政府の国際産業政策と現地法人の利害が一致する場合には、投資母国の進めようとする国際産業政策に対するホスト国政府の積極的協力を現地法人が促すという形で、多国籍企業が積極的な影響力を発揮する可能性がある。その意味では、日本が東アジアで国際産業政策を行う場合、その企画立案の段階で現地法人やその親企業である多国籍企業のニーズを政府が汲み上げるとともに、日頃から意志疎通を良くしておくことが必要と考えられる。また現地法人と投資母国政府の利害が一致しない場合には、投資母国政府が親企業である多国籍企業に働きかけて現地法人の事業遂行に影響力を行使させることも考えられる。例えば、環境保全等を目的としてホスト国政府の諸規制を現地法人が十分遵守し

ていないケースにおいて、ホスト国政府の働きかけを受けた投資母国政府が親企業である多国籍企業に子会社の指導を徹底するよう求めるといったことが考えられる。しかし、こうした指導は基本的に投資母国政府として明確な合法性を主張することはできず、限界があることは事実である。その意味で、事実関係を調査しホスト国政府の規制に一定の合理性があるか検討した上で、ホスト国政府と現地法人の当事者間の解決に委ねることが投資母国政府の対応の基本となると考えられる。

19世紀においてはヨーロッパ列強の多国籍企業は投資母国の経済政策の手段としての役割を果たした(Dunning 1993、第5章参照)。今日でも、米国はしばしばこのような政策を取っている。例えば1982年にレーガン政権は対ソ連禁輸政策の一貫として、米国系の在仏現地法人の対ソ連輸出を米国親会社を通じて規制しようとした。また1950年に米国は独禁政策の一環として、米国系の在カナダ多国籍企業の活動に介入した(Dunning 1993、第21章参照)。なお、このような政策は投資母国とホスト国の間で摩擦を生む危険が高いことに注意する必要がある。米国のこの2つの政策はフランス政府、カナダ政府との間でそれぞれ摩擦を生んだ。

3.3 多国籍企業の利益と「国益」

次に多国籍企業の利益と国益の関係に考えておこう。伝統的な経済学の視点からいえば、企業は株主の利益を代弁する機械的存在とされており、株主が誰かという視点が重視される。この考え方からいえば、自国の自然人、法人が株式を所有していることが多国籍企業の利益と国益との関係を判断する基準となる。もちろん、国益を判断する場合にはさらに、消費者や労働者としての国民の利益をあわせて考慮する必要がある。

Kang and Stulz (1997) はわが国の株式市場における外国人投資下の浸透度を時系列で試算し、金融業を除く全産業の株式総額に占める外国人投資家のシェアは1970年代末から84年にかけては一貫して上昇しているものの、それ以降は急速に低下し、91年には81年とほぼ同様の約6%の水準に戻ったとの結果を得ている。これから判断すると、日本の上場企業の利益は国内の株主の利益とかなり一致しているといえよう⁵⁾。

現実には企業のステーク・ホルダーは株主だけではなく、被雇用者や債権者も存在する。こちらを重視すれば、どれだけ自国民を雇用しているか、あるいはどれだけ自国金融機関が融資を行っているかといったことも考慮する必要がある。その他、投資母国への納税、海外収益の送金の多寡等も考慮に入れる必要がある。

日本についていえば、直接投資の活発化によって多国籍企業が誕生してまだ日が浅く、また自国市場で長い期間をかけて企業として成長したのち多国籍企業になるものが大部分であり、あまり深刻に企業の利益と国益の関係を考える必要がなかったというのが、これまでの状況であろう。しかし、これからは「国際産業政策」の必要性の高まりとともに、この問題について検討が求められる可能性も十分考えられる。

3.4 多国籍企業の利益を反映した国際産業政策

一般的に日系現地法人やその親企業である日系多国籍企業は、米国系のカウンターパートに比べ、企業活動の円滑化を図るため自国政府を通じてホスト国政府に働きかけたり、現地でホスト国政府に直接働きかける動きが少ないといわれる。また、経済団体や業界団体等を通じ集団で政府に働きかけるという面で、日本国内に比べ現地での活動は控えめであるとも考えられる。しかし、こうしたことを裏付ける証拠を著者達は十分得ているわけではなく、一定の留保が必要である。

仮にこうした傾向があるとすれば、その背景としては、一般的に、海外展開において米国や欧州の企業に比べ歴史的に日が浅く経験の蓄積が少ないこと、とりわけ多国籍企業としての認識や戦略性を十分に持つに至っていないといった企業側の要因が考えられる。たとえば米国とEUの多国籍企業が参加する組織TABD(Trans-Atlantic Business Dialogue)6)は、米国、EUにまたがる事業活動をより効率的に行うため双方の政府に働きかけていくという各社共通の利害の下に明確な目的をもって会合を開き、ここでの主な提言は、政府間会合における政策決定プロセスで一定の役割を果たしている。TABD第2回会合の主なテーマは、米国またはEUで検査・認証を受けた製品及びサービスを双方の市場で提供できるというワン・ストップ検査・認証制度の導入についてであった。ワン・ストップ検査・認証制度は96年11月の米・EU首脳会議で推進が合意され、医療機器及び情報機器等の分野で実施に向けて動き出している。

多国籍企業が母国政府に働きかけをするかどうかは、その国の政府がどれだけ企業の要望を吸い上げ、それを有効な手段をもってホスト国政府に働きかけできるかということにも依存している。政府の取り組みについていえば、国によって政治システムや政府関連組織が異なっており単純な比較はできないが自国企業のニーズを吸い上げる、あるいは情報提供という観点では、日本は通産省や所管の日本貿易振興会等政府関連機関を通じて相当程度行われているというのが著者達の印象である7)。ただし自国企業の利害を代弁して投資母国政府がホスト国政府に働きかけるケースについては、日本は欧米に比べ事前の体制が十分整っていない可能性を指摘できる。例えば、直接投資を行った自国企業の財産保全をより確実にすること、現地での自国企業の自由な事業活動を確保することなどを目的に、二国間で投資促進保護協定(BIT)を締結することが政府の役割として考えられる。ドイツ、英国、米国等はこうした協定の締結に極めて熱心であり97年9月時点で既にそれぞれ123、90、40カ国と締結しているのに対して、日本は現時点で5カ国・地域と極めて少ない。この点では、OECDで検討が進められている「多数国間投資協定(MAI)」のようなマルチラテラルの枠組みをより多くの国が参加する形で早期に実現し、その活用を図ることが、日本の国際産業政策にとって重要な課題の一つであると考えられる。

また、日系現地法人のホスト国のWTO協定違反事例についても、いつでもWTOルールに基づいた適切な対応を行える体制を整備することも政府の重要な課題である。たとえばインドネシア、ブラジルの自動車産業保護のケースのような日本の多国籍企業の利害に

絡む場合についても、基本的にWTO等のルールに則った一貫性のある対応を行っていくことが適当であると考えられる。

これとの関係で、日米半導体交渉における米国政府のスタンスは興味深い事例である。米国は1985年の交渉開始以降最近の交渉に至るまでいわゆる「資本国籍主義」の主張を行っている。すなわち、自国企業の海外拠点（例えば米国に本社をおく企業のマレーシアにある工場）からの輸出に対し第3国（日本）に輸入拡大を求める（米国の半導体交渉における）スタンスは、自国企業の子会社は自国企業であるという「資本国籍」によるものと考えられる。この米国の事例は、「国際産業政策」の範疇に含められると考えられるが、貿易相手国への輸入拡大要求と直接投資によって設立された自国企業子会社の投資先国における事業活動円滑化要求が結びついた異例な事例としても興味深い。

なお、多国籍企業の利益を代弁して投資母国が活動する場合には、しばしば投資母国とホスト国との間で摩擦が生じたことに注意する必要がある。たとえば1900年代には米国が多国籍企業の権益を守るためにラテンアメリカで軍事力を行使した（Dunning 1993、Foreman-Peck 1995）。

4．通貨危機と多国籍企業

表3でも見たように、アセアン諸国やシンガポール等のアジア諸国においては日本をはじめ海外からの直接投資が、電機産業や輸送機械産業の急速な発展を可能にした。直接投資は、生産技術を提供しただけでなく、設備投資に必要な資金を海外から安定的に調達する上でも重要な役割を果たした（8）。今回の通貨危機後についてもアジア諸国が混乱から立ち直り順調な成長経路に復帰する上で、現地法人の行動と直接投資の動向は重要な意味を持っていると考えられる（9）。

一般に通貨危機の後には、金融引き締め、資産価格の下落等により、景気悪化が起きる場合が多い。また対外流動性の不足や企業の手元流動性不足のために貿易収支の回復が遅れ、外国資本のひきあげとも相まって対外均衡の回復が困難な場合が多いと考えられる。多国籍企業は親会社の援助が得られること、その生産物はしばしば高い国際競争力を持つこと、撤退にはサンクコストの放棄が伴うこと、等のため、通貨危機後の回復過程においても積極的な役割が期待できるかもしれない。

アジアの通貨・金融危機に発する経済困難へのアジア各国の取り組みを支援することを目的とした日本政府の政策の中にも、多国籍企業に協力を求めて、あるいは企業と連携を取りながら行う施策が含まれている。例えば、通産大臣は在東アジア日系現地製造企業の輸出拡大への期待をさまざまな機会を捉えて表明している。より実効性がある例としては、通産省所管の（財）海外技術者研修協会（AOTS）の海外技術者受入研修事業を利用した政策があげられる。1998年度に政府は補正予算を利用してASEANを中心に研修生らが負担する運営分担金を大幅に引き下げ研修受入を容易にした（10）。たとえばタイ等では通貨危機後の不況と消費者信用制度の麻痺により自動車産業を中心に現地法人の受注が

大幅に減少し稼働率も下がっているが、日本の自動車メーカーはこの制度を活用してタイ現地法人の労働者を大量に日本に受け入れた。この背景には熟練労働者を大事に確保していきたいという企業の意向がある。

日系現地法人の貢献については、以上のように期待は大きいものの、利潤最大化をめざす現地法人が通貨危機に対してどのような反応をするか、日系現地法人の生産活動が当該現地法人の属性やホスト国のマクロ経済環境の動向にいかにより左右されるかについては、これまでほとんど分析が行なわれて来なかった。本節ではこの問題を理論的、実証的に分析する。今回のアジアの通貨危機については実証分析を可能にするほど詳細なデータはまだ利用できない。そこで、途上国における過去の通貨危機時のデータを使うことにする。

これまでの通貨危機に関する実証分析は、通貨危機はどのような国で起きやすいか（例えば Frankel and Rose 1996）、通貨危機の前後でマクロ経済変数はどのような動きをするか（例えば Eichengreen and Wyplos 1995）といった問題に集中し、多国籍企業がどのような反応をするかについてはほとんど分析されてこなかった。数少ない研究例としては Blomstrom and Lipsey (1991) があげられよう。この研究は、1980年代のラテンアメリカの構造調整において米国系現地法人が輸出の拡大等で大きく貢献したことを指摘しており興味深い。米国商務省の業種別・相手国別データに基づいた叙述的な分析である。

なお、通貨危機 (Currency Crashes) には様々な定義があるが、本論文では比較的一般的な、通貨価値が急速に下落する現象として捉える。Frankel and Rose (1996) とほぼ同様に、1) 対ドルレートが対前年比 20%以上減価し、2) 減価速度が対前年比 10%以上加速し、3) 過去3年間に以上1) 2) で定義される通貨危機が起きていない、の3つの条件を満たすケースを通貨危機とする (1)。

4.1 理論モデル

データの制約上、実証分析では現地法人の生産活動を測る指標として従業者数を用いる。そこで以下ではまず、現地法人の生産活動をモデル化し、ホスト国における通貨価値の下落や景気変動が現地法人の最適労働投入量に与える影響を分析しよう。

日本企業の海外生産活動が特に活発な機械産業では、製品が差別化され企業は右下がりの需要曲線に直面している場合が多いと考えられる。以下では製品差別化された1種類の財を生産する現地法人を想定する。この現地法人が生産する財は親会社や他国の兄弟会社が生産する財とは異なるとする。

単純化のため、生産要素としては労働のみを考え、ホスト国通貨で測った限界費用 MC は生産規模に関わらず一定とする。

ただし、 w^* はホスト国の名目賃金率 (ホスト国通貨単位) を表す。

ホスト国の生産物市場は完全には自由化されておらず、現地法人はホスト国内での販売

と国外での販売（輸出）について異なった価格付けができるとする。ホスト国内外で現地法人が直面する需要の価格弾力性は1より大きな一定値 $1 / (1 - \epsilon)$ であり、需要関数は次式であらわされるとする。

(1)

ただし、 X 、 X^* は海外とホスト国内での現地法人の生産物に対する需要量、 Y 、 Y^* は海外とホスト国の実質総支出額、 p 、 p^* は現地法人が設定する海外とホスト国内での生産物価格（前者は米ドル、後者はホスト国通貨単位）、 P 、 P^* は海外とホスト国内での一般物価水準（前者は米ドル、後者はホスト国通貨単位）をあらわす。

現地法人は労働投入量を完全に伸縮的に調整できると想定して、最適労働投入量を求めよう。ホスト国通貨の対ドルレート（ホスト国通貨建）を e とすれば、現地法人の直面する最適化問題は次式であらわされる。

(2) ;

ただし需要関数 (1) と次式の生産関数の制約に従う。

&

よく知られているように需要の価格弾力性が一定値 $1 / (1 - \epsilon)$ の場合には現地法人は限界費用の $1 / \epsilon$ 倍の価格を付けるのが最適である。このため、最適労働投入量 N は次式で表される。

(3) 2

したがって外生変数の変化率と現地法人の雇用量増加率の間には次式が成り立つ。

(4) 4

ただし記号 Δ は成長率、 α は売上に占める輸出の割合（以下では輸出比率と呼ぶ）を表す。

これまでは現地法人が雇用量を瞬時に調整できるものとして分析してきた。仮に労働投入量の変更に調整費用を要する場合には、最適な雇用量は、現在の雇用量と新しい長期均衡雇用量の格差を一定のスピードで埋めていく動きをする。また長期均衡雇用量は外生変数一定とすれば、(3)式で与えられる。したがって、通貨危機以前において雇用量が古い長期均衡値の近傍にあった場合には、(4)式は右辺に調整費用関数の曲率に規定される調整速度 λ をつければ、ほぼそのまま調整費用を要する場合の雇用調整式になる (12)。ただし、通貨危機後の経済回復のように外生変数が徐々に変化し長期均衡雇用量が変化していくと人々が予想する場合には、雇用の変化はこの予想にも依存する。例えば国内需要の回復が早いと予想されれば、雇用の減少は小さくなる。通貨危機後のホスト国のマクロ経済状況はこのような予想を通じて現地法人の雇用に影響を与えられられる。

4.2 データと推定結果

われわれは通貨危機の起きた国について、通商産業省の海外事業活動基本調査・動向調査のマイクロデータをもとに製造業を営む日系現地法人についてパネルデータを作成し、通貨危機の起きた前年から翌年にかけての各現地法人の従業員数の変化を被説明変数とし、

(4) 式右辺にいくつかのマクロ経済の状況を表す変数を追加した式を推定した。マクロ経済変数は IMF の International Financial Statistics CD-ROM と World Bank の World Data CD-ROM から得た。85 年以降しか日系現地法人に関するマイクロデータが利用できず、またマクロ経済に関するデータが 95 年までしか利用できないという制約のため、1986 年から 94 年までの通貨危機を分析対象とした。

表 4 には、われわれのデータが各通貨危機別にまとめてある。この期間中に必要なデータが得られる通貨危機は 16 ケースあった。マイクロレベルの推計のためには、現地法人が通貨危機前年と翌年について必要なデータを答えている必要がある。このため、回帰分析に使うことができた日系現地法人数はかなり少なく、のべ 146 社であった。ホスト国別に見ると、ブラジルと中国の現地法人が大半を占めている。

表 5 が推定結果である。(4) 式の理論モデルの変数のうちホスト国の実質総支出額の成長率としては実質 GDP 成長率(通貨危機前年から翌年にかけての変化率、以下変化率はすべて同様)を、海外の実質支出額の成長率としては日本の実質 GDP 成長率を使った。また輸出比率と現地販売比率は各現地法人の通貨危機前年の値を使った。対ドル為替レートの実質化にはホスト国と米国の GDP デフレーターを使った。表 5 が示すとおり、「輸出比率・実質為替レートの減価率」、「現地販売比率・実質 GDP 成長率」、「輸出比率・日本の実質 GDP 成長率」については理論モデルどおり正で有意であった。(4) 式の変数のうちホスト国の実質賃金率については、いくつかの国について賃金率データが得られなかったため、「一人あたり実質 GDP の変化」で代用した推定を試みたが、得られた係数は有意でなかったり、理論に反して正であった。これはこの変数が、企業にとっての労働コストの変化だけでなく、ホスト国のマクロ経済環境の変化を捉えてしまっているためと考えられる。表 5 ではこの変数を除いた結果が報告してある。

マクロ経済変数としては、まず通貨危機の深刻さの程度を捉える指標として「実質為替レートの減価率」と通貨危機翌年における「経常収支赤字の対 GDP 比」を使った。また深刻な通貨危機は対外流動性の不足、通貨の交換性の制限、保護主義的な貿易政策等によって現地法人の活動にマイナスの影響を与える影響がある。このような経済環境の変化は、経済の開放度の指標としてしばしば使われる「(輸出+輸入)/GDP」の変化である程度捉えることができると考え、この変数も説明変数に加えた。

第 1 式では個別現地法人の変数については予想どおりの符号の係数が得られた。また実質為替レートの減価や経済の開放度の低下は、現地法人の雇用に有意なマイナスの影響があることが分かった。通貨危機翌年の「経常収支赤字の対 GDP 比」の係数は予想に反して正であった。これは厳しい通貨危機で緊縮的な総需要管理を余儀なくされた国では経常収支赤字がむしろ改善しているためかもしれない。

理論モデルでは単純化のため考察していないが、輸入比率の高い現地法人は実質為替レートの切り下げによって、打撃を受けると考えられる。そこで第 2 式では、「輸入比率・実質為替レートの減価率」を加えてみたが、予想した符号の係数は得られなかった。

第3、第4式では、マクロ経済変数として「インフレ率」と「実質経済成長率」をそれぞれ加えたが、2変数ともに有意ではなかった。この他、「外貨準備の対GDP比の変化」を説明変数として加えた式も試みたが、これも有意ではなかった。最後に推計結果の頑健性を確かめるため、中国の2回の通貨危機に関するデータを除いた場合について推定を試みた(第5式)。中国のデータを除くと、「輸出比率・実質為替レートの減価率」は有意でなくなり、一方「輸入比率・実質為替レートの減価率」は理論どおりの符号で有意になった。このような違いは、多くの在中國現地法人が安価な労働を利用した輸出基地としての性格を持っているのに対し、その他の国の現地法人の多くは貿易障壁をジャンプするために設立され、輸出能力をあまり持たないことに起因するのかもしれない。その他の変数の係数については中国のデータを除いても大きな変化は生じなかった。

5. おわりに

本論文では国際産業政策という比較的新しい概念について多国籍企業との関係を中心に考察した。多国籍企業は操業するホスト国の法に従うと同時に、投資母国の法に従う親会社の指令を受けるという二重の性格を持っているため、日本の政策がホスト国の政策と対立し国際摩擦を生む可能性に注意する必要がある。また、自国を母国とする多国籍企業の利益と自国の利益が一致しない可能性にも注意する必要がある。

論文の後半ではまた過去の通貨危機下の日系現地法人の行動を分析した。その結果、実質為替レートの下落が大幅だったりホスト国の開放度が低下するような場合には、現地法人の雇用はより大幅に減少する傾向があることがわかった。また雇用調整はホスト国の経済環境だけでなく現地法人の属性にも依存し、輸出比率の高い現地法人は実質為替レートの下落によってむしろ雇用を増やす傾向があることがわかった。このような現地法人の雇用動向の差異は今回のアジア通貨危機についても確認することができる。表6にまとめたように最近の通産省の調査によれば、在アセアン現地法人については、現地販売率の高い輸送機械産業で雇用の減少が著しく、輸出比率の高い電機産業等では雇用がむしろ増加している。なお、われわれの実証研究では今回のアジア通貨危機時のマイクロデータはまだ利用することができなかった。将来このデータも含めた推定も行ないたい。

(一橋大学経済研究所・通産産業省通産産業研究所)

注

* 一橋大学経済研究所定例研究会出席者の方々から大変有益なコメントを頂いた。また一橋大学大学院商学研究科の天野論文君、経済学研究科の袁堂軍君と小黒曜子さんにはデータの入力・整理を助けて頂いた。深く感謝したい。なお、本論文の実証研究は(財)国際貿易投資研究所の研究プロジェクト「日本企業の海外事業活動調査分析研究会」の一部として行なわれた。

1) Caves (1982) は 2 国以上に生産拠点を持つ企業を多国籍企業と呼んでいる。本論文でも同様に多国籍企業を広く捉えることにする。

2) 「産業政策」という用語の内外の取り扱いについて、メルクマールとなる歴史的事象を挙げれば以下ようになる。まず、日本の通商産業省の職員であった両角良彦が「産業政策の理論」を日本経済新聞社から出版したのは 1966 年である。また、通産省が組織改正を行い「産業政策」局を新設したのは、1973 年である(通商産業省 1991)。一方、国際機関である経済協力開発機構(OECD)は、1970 年代はじめの時点で既に加盟各国の産業政策について一連の調査を行っている(OECD 1971)。しかし、ここでは統一的定義は提示されず、各国政府が自国の定義に基づき報告を行っている。OECD が産業政策の一部を肯定的に解釈し資源配分の効率性を損ねず実施する条件を示したものとされる「積極的調整政策("Positive Adjustment Policy")」という報告書を公表したのは 1982 年である。日本の経済学界による日本の産業政策についての初めての体系的研究の成果である「日本の産業政策」が出版されたのが 1984 年、産業政策の理論的解釈を体系的に論じた伊藤他の「産業政策の経済分析」が出版されたのが 88 年である。米国の学界においては、国際寡占企業のゲーム論的状况の下で自国の経済厚生を高めうる保護貿易的措置による一種の産業政策を論じたいわゆる「戦略的貿易政策」の理論が 80 年代はじめから盛んになる。この理論の基本モデルとなっている Brander と Spencer の論文が掲載されたのは 1985 年である。なお後藤・入江(1990)は産業政策の様々な定義を比較している。

3) この他、自由貿易地域、地域統合形成に向けた働きかけにおいても、しばしば農業等一部産業分野について対象から除外したり、自由化を一部留保するなど特定の産業に一定の配慮を払う場合がある。この場合にも「国際産業政策」としての要素を含んでいるとみることができよう。

4) 活発な国際資本移動は必ずしも新しい現象ではなく、第一次大戦前には高所得国から新大陸向けを中心に多額の投資が行なわれた。Cairncross (1953) の推定によれば最大の投資母国である英国の場合、対外純投資残高の国内に蓄積された再生産可能有形資産に対する比率はピークの 1913-14 年において 43%にのぼった。これは米国がピーク時である 1949 年前後に記録した 5%や日本の 95 年度末の値 7%より格段に大きい。Bloomfield (1968) が指摘するように一時は、一部の投資受入国が国内資本形成の半分以上を資本輸入で賄ったり、英国のように国内貯蓄の半分以上を対外投資に回すこともあった。新大陸向けの投資は債券投資が中心だったが、例えば中国への投資のように直接投資が重要なシェアを占めた場合もある(Pollard 1989)。第二次大戦後についても、米国、スウェーデン、オランダ等のように早くから非常に活発に直接投資を行ってきた大先輩といえる国々がある。

5) Kang and Stulz (1997) はまた、企業属性と外国投資家の持ち株比率の関係を分析し、輸出比率の高い企業ほど外国投資家の比率が高いとの結果を得ている。日本の多国籍企業の輸出比率は高いから、多国籍企業については平均的な日本企業よりも外国人投資

下の持ち株比率が高い可能性がある。

6) TABD は 94 年 12 月に当時のブラウン米商務長官の提唱によって始められたが、ドイツの総合化学品メーカーの会長、米自動車メーカーの会長等が第 1 回会合の共同議長を務めるなど、実際の会合の運営は企業主体である。また参加企業をみても、米国、EU 双方で活動するいわゆる大多国籍企業が多い。TABD はこれまで 2 回にわたって開催され、第 1 回会合は 100 名程度、第 2 回会合は約 280 名の欧米企業トップ等が参加した。主な参加企業は米国系がクライスラー、IBM、ゼロックス、グラクソ、ゴールドマン・サックス、欧州系がダイムラー・ベンツ、BMW、ルノー、フィリップス、ブリティッシュ・テレコム、ノキア、シーメンス、ヘキスト等である。このような企業人の集まりは日米間では以前より日米財界人会議、また日欧間でも EU 日本ビジネスメンズ・フォーラム等が存在してきたが、これらは TABD と比較すると国際的に活動する企業同士の連携という性格は弱い。

7) 著者の一人は、マレーシアのペナンについて興味深い話を聞いている。ペナンには米国系の電子関連企業が多く立地している。そのいくつかは 1970 年代初頭に立地しているが、なぜペナンに立地したかについては米国政府の情報提供が一定の役割を果たしたといわれる。すなわち、70 年頃米国政府は東南アジアのアタッシュェを通じ電子産業の立地適地について自然環境、人的資源の賦存、使用言語、相手国政府の政策等を総合的に調査しペナンを最適地とする報告をまとめたという話である。これが仮に真実であり、実際の企業立地に一定の影響を与えたとすれば、国際産業政策の一つの典型的事例であると考えられる。しかし、日本においても、日本貿易振興会等政府関連機関の現地派遣職員が詳細な制度や政策変更の内容から現地の気候風土までさまざまな情報を収集し、その機関を通じ企業へ提供している。また、特定の品目の輸出組合といった民間組織でも、会員企業から収集した情報や自ら調査した内容等を整理し会員企業に提供するなど活発な活動を行っているものも存在する。

8) Chuhan, Perez-Quiros, and Popper (1996) は途上国への短資流入と直接投資を比較し、短資の方が当該国や近隣国の経済状況に敏感に反応したとの結果を得ている。また、Frankel and Rose (1996) は途上国のデータをプールしてプロビットモデルを推計し、対外債務に占める直接投資の割合の高い国では通貨危機が起きる確率が低くなるとの結果を得ている。

9) 中・長期的に見て直接投資が今回の通貨危機以前の水準まで回復するか否かを予測することは難しい。例えば手島 (1998) は 1998 年 5 - 7 月時点で今後 1 - 5 年間の対アジア向け直接投資の計画について国内の親会社を対象にアンケート調査を行ない、積極的に投資を回復させるとの回答を比較的多く得ているが、企業の現在の見通しそのまま実現するとは考えにくい。製造業企業の立地選択問題を分析した深尾・岳 (1997) 等の研究も示すように、直接投資の動向はアジア諸国の今後の政治的安定性や為替レートの動向に大きく左右されるはずだからである。

10) この制度は、1959 年から開始され、AOTS が日本語、日本文化等の一般研

修や経営管理・生産管理等の理論と実践を学ぶ管理研修を行った上で、日本の受入企業で製造等固有技術についての実地研修を行うもので、研修経費は国庫補助の対象になる。日本の企業が現地の関係企業の従業員を実地研修生として受け入れる例も多く、受入企業側にもメリットがあるため日本から発展途上国への民間ベースの技術移転を進める有効な手段となってきたと考えられる。

11) 条件2)、3)は継続的なインフレ下にある国を通貨危機と誤認しないために置く。なお、Frankel and Rose (1996)は条件1)については本論文よりやや厳しく、対ドルレートが対前年比25%以上減価したことを条件にしている。

12) 詳しくはHamermesh (1993)第6章参照。

表1. 日本の機械産業の機械部品調達先 (単位: 10億円)

	85年	構成比	90年	構成比	95年	構成比
同一地域内より	20,729	53.3	28,082	56.9	25,461	55.0
国内他地域より	17,246	44.3	19,713	39.9	17,830	38.5
海外より	950	2.4	1,558	3.2	2,962	6.4
合計	38,925	100.0	49,353	100.0	46,253	100.0

資料) 通産省『地域間産業連関表』より国内9地域について、同一地域内での調達額の和、国内他地域よりの調達額の和、海外よりの調達額の和をそれぞれ求めた。

表2. 機械産業における国内従業者数と日系現地法人従業員数の変化(単位: 千人)

	80~85年の変化	85~90年の変化	90~95年の変化	95年の総数
北海道・東北	127.6	66.8	-38.6	553.7
関東	225.0	-18.2	-272.0	1774.6
東海・北陸	183.9	114.0	-43.5	1150.0
近畿	78.1	10.0	-64.1	802.5
山陰・山陽	30.5	6.8	-10.7	283.7
九州・四国	57.5	33.9	14.8	381.5
日本全体	702.5	213.2	-414.1	4946.0
北米	47.5	109.2	5.7	185.8
アジア	76.7	128.0	157.2	538.7
うちNIES	n.a.	12.1	-26.7	147.5
うちASEAN	n.a.	88.1	181.1	360.6
うち中国	n.a.	n.a.	27.4	55.2
ヨーロッパ	31.1	74.7	5.1	120.5

資料) 通産省『工業統計表』、『わが国企業の海外事業活動』、『海外投資統計総覧』。

表 3. ホスト国の雇用に占める日系現地法人のシェア：業種別、1995

	電機産業			輸送機器産業		
	ホスト国におけ る総雇用	日系現地法人に よる雇用	日系現地法人の シェア（％）	ホスト国におけ る総雇用	日系現地法人に よる雇用	日系現地法人の シェア（％）
韓国	436,385	12,740	2.92	314,000	7,908	2.52
台湾	377,877	34,780	9.2	127,764	22,825	17.86
シンガポール	100,111	38,809	38.77	34,672	1,243	3.59
インドネシア	132,484	49,373	37.27	123,842	42,510	34.33
フィリピン	118,560	45,106	38.04	N.A.	26,515	N.A.
マレーシア	452,422	127,475	28.18	45,487	14,051	30.89

資料) 深尾・豊永(1998)より。原資料はUNIDOおよび通産省第6回海外事業活動基本調査。

表4. 回帰分析に用いた現地法人データの平均値とマクロ変数：国別・年別

国名	通貨危機年	現地法人数	現地法人に関するデータの平均値				マクロ経済に関するデータ						
			従業員数の増加率	従業員数(-1)(人)	輸出(-1)/売上(-1)	輸入(-1)/売上(-1)	実質為替レートの変化率	名目為替レートの変化率	(輸出+輸入)/GDPの上昇率	外貨準備(+1)/GDP(+1)	経常収支赤字(+1)/GDP(+1)	インフレ率	実質GDP成長率
ブラジル	87	29	0.000	469.3	0.23	0.05	-0.108	2.955	0.089	0.025	-0.013	3.133	0.031
インドネシア	87	8	0.205	168.4	0.14	0.49	0.077	0.273	0.113	0.071	0.016	0.266	0.116
トルコ	88	1	*	*	*	*	-0.101	0.907	0.020	0.059	-0.009	1.088	0.025
ペルー	88	1	*	*	*	*	-0.054	5.065	0.130	0.061	0.009	5.199	-0.200
エジプト	89	1	*	*	*	*	0.562	0.795	0.212	0.102	0.049	0.316	0.054
ナイジェリア	89	1	*	*	*	*	0.674	0.572	0.470	0.127	-0.154	-0.019	0.157
ブラジル	90	26	-0.147	333.9	0.23	0.13	0.183	4.967	0.180	0.023	0.004	4.859	-0.041
エル・サルバドル	90	1	*	*	*	*	0.224	0.472	0.257	0.085	0.040	0.323	0.083
グアテマラ	90	1	*	*	*	*	0.471	0.580	0.004	0.094	0.020	0.184	0.068
ホンデュラス	90	1	*	*	*	*	0.627	0.978	0.099	0.037	0.084	0.426	0.031
中国	90	11	0.245	259.9	0.57	0.73	0.303	0.346	0.172	0.128	-0.035	0.118	0.132
ブラジル	93	26	0.065	334.0	0.18	0.12	-0.249	5.965	-0.088	0.069	0.002	6.253	0.103
ケニア	93	1	*	*	*	*	0.174	0.554	0.262	0.079	-0.013	0.419	0.031
トルコ	94	1	*	*	*	*	0.152	1.429	0.316	0.084	0.014	1.322	0.020

ベネズエラ	94	2	*	*	*	*	-0.184	0.983	-0.104	0.143	-0.030	0.895	-0.006
中国	94	36	0.323	200.9	0.66	0.42	0.120	0.371	0.271	0.115	-0.002	0.296	0.237

備考) *印は現地法人数が3未満であり、秘匿のため公表できないデータ。

従業員数の増加率は通貨危機翌年の従業員数から通貨危機前年の値を引き通貨危機前年の値で割った値。

為替レートの変化率やインフレ率等マクロの変数の変化率はすべて、通貨危機翌年の対数値から通貨危機前年の対数値を引いた値。

表5 . 通貨危機下の日系現地法人の行動：推計結果

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5) 中国を除く
輸出比率*実質為替 レート of 減価率	1.444 (2.261)**	1.190 (1.835)*	1.279 (1.951)*	1.085 (1.479)	0.038 (0.061)
輸入比率*実質為替 レート of 減価率		1.033 (1.836)*			-1.105 (-1.971)*
現地販売比率* 実質GDP成長率	1.859 (3.128)***	1.730 (2.916)***	1.543 (2.340)**	1.308 (1.615)	1.214 (1.823)*
輸出比率*日本の 実質GDP成長率	2.689 (1.508)	2.476 (1.398)	2.604 (1.460)	2.938 (1.632)	2.064 (1.762)*
実質為替レート of 減価率	-0.964 (-2.826)***	-1.389 (-3.389)***	-1.002 (-2.924)***	-0.804 (-2.130)**	-0.599 (-1.694)*
経常収支赤字/GDP	0.034 (1.576)	0.039 (1.795)*	0.036 (1.641)	0.033 (1.506)	0.049 (3.034)***
(輸出+輸入)/GDP of 上昇率	1.073 (2.049)**	1.352 (2.500)**	0.779 (1.326)	0.805 (1.369)	0.810 (1.454)
インフレ率			-0.030 (-1.099)		
実質GDP成長率				0.661 (0.999)	
定数	-0.173 (-2.134)**	-0.213 (-2.561)**	-0.030 (-0.193)	-0.176 (-2.165)**	-0.143 (-2.233)**
サンプル数	146	146	146	146	100
Prob>F	0.001	0.000	0.002	0.002	0.000
自由度修正済決定係 数	0.108	0.123	0.110	0.108	0.209

注) ***1% 水準で有意、**5%水準で有意、*10%水準で有意。

表 6 . 在アセアン 4 か国日系現地法人の従業者数動向

	97年4-6月期従業者数(人)	98年4-6月期従業者数(人)	従業者数の対前年同期比成長率：98年4-6月期(%)	売上高に占める輸出の割合：96年度(%)
繊維	34,772	33,358	-4.07	53.95
一般機械	13,647	14,394	5.47	35.34
電気機械	240,440	252,093	4.85	78.96
輸送機械	39,361	33,262	-15.50	9.32
精密機械	10,801	11,726	8.56	57.61
製造業合計	405,589	410,103	1.11	41.12

資料) 従業者数は通商産業省企業統計課『第 5 回企業動向調査』、1998 年 10 月。

なお、同調査では回答率の変動について補正がなされている。

輸出比率は深尾・豊永(1998)、原資料は通産省第 27 回海外事業活動動向調査結果。

参 考 文 献

伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴村興太郎(1988)『産業政策の経済分析』東京大学出版会。

入江一友(1991)「米国の貿易政策」通商産業研究所、研究シリーズ 9。

行政改革会議(1997)『最終報告』。

後藤文廣・入江一友(1990)「産業政策の理論的基礎」通商産業研究所、研究シリーズ 5。

小宮隆太郎・奥野正寛・鈴村興太郎編(1984)『日本の産業政策』東京大学出版会。

通商産業省・通商産業製作史編集委員会編(1991)『通商産業製作史 15、第 IV 期 多様化時代(4)』通商産業調査会。

通商産業省(1996)『平成 8 年版通商白書』大蔵省印刷局。

通商産業省・産業構造審議会(1996)『1996 年版不公正貿易報告書』通商産業調査会。

通商産業省(1997)『平成 9 年版通商白書』大蔵省印刷局。

手島茂樹(1998)「アジア危機が日本企業の直接投資に与える影響 - 製造企業 259 社(回答 157 社)へのアンケート調査を踏まえて」『海外投資研究所報』日本輸出入銀行、第 24 巻第 9 号。

深尾京司・岳希明(1997)「電機メーカーの立地選択」『三田学会雑誌』慶応義塾経済学会、第 90 巻第 2 号、pp.11-39。

深尾京司・豊永真美(1998)「アジア進出日系企業の日本・アジアに及ぼす影響」『アジア大の産業構造政策に関する調査研究』財団法人国際貿易投資研究所。

誉田哲史・上田英志・中橋靖・田川和幸 (1994) 「戦略的貿易政策論のサーベイ」通商産業研究所、研究シリーズ 20.

両角良彦 (1966) 『産業政策の理論』日本経済新聞社.

Blomstrom, Magnus and Lipsey, Robert E. (1993) "Foreign Firms and Structural Adjustment in Latin America," in Trade, Growth and Development, ed. by Hansson, G., Routledge, pp.109-132.

Bloomfield, A.I. (1968) Patterns of Fluctuation in International Investment Before 1914, Princeton Studies in International Finance No.21, Princeton University.

Brander, James A., and Barbara J. Spencer (1985) "Export Subsidies and International Market Share Rivalry," Journal of International Economics, Vol.18, No.1-2, pp.83-100.

Cairncross, A.K. (1962) Factors in Economic Development, George Allen & Unwin Ltd.

Caves, Richard E. (1982) Multinational Enterprise and Economic Analysis, Cambridge University Press, Cambridge.

Destler, I.M. (1986) American Trade Politics: System Under Stress, Washington, D.C.: Institute for International Economics (宮里政玄訳 『貿易摩擦とアメリカ議会』日本経済新聞社、1987年).

Dryden, Steve (1995) Trade Warriors : USTR and the American Crusade for Free Trade, Oxford University Press (塩飽二郎・石井勇人訳 『通商戦士(上,下)』共同通信社、1996年).

Dunning, John H. (1993) Multinational Enterprises and the Global Economy, Wokingham, England: Addison-Wesley Publishing Company.

Eichengreen, B., Rose, A. and Whplosz, C. (1995) "Exchange Market Mayhem: The Antecedents and Aftermath of Speculative Attacks," Economic Policy: A European Forum, No.21, pp.249-96.

Foreman-Peck, J.F. (1983) A History of the World Economy: International Economic Relations since 1850, second Edition, Harvester Wheatsheaf.

Frankel, Jeffrey A. and Rose, Andrew K. (1996) "Currency Crashes in Emerging Markets: An Empirical Treatment," Journal of International Economics, Vol.41, No.3-4, pp.351-366.

Hammermesh, Daniel S. (1993) Labor Demand, Princeton University Press, Princeton, New Jersey.

Kang, Jun-Koo, and Rene M. Stulz (1997) "Why is There a Home Bias? An Analysis of Foreign Portfolio Equity Ownership in Japan," Journal of Financial Economics, Vol.46, No.1, pp.3-28.

Krugman, Paul R. (1986) Strategic Trade Policy and the New International Economics, MIT Press.

Krugman, Paul R. (1994) *Peddling Prosperity*, W.W. Norton (伊藤隆敏監訳 『経済政策を売り歩く人々』 日本経済新聞社、1995年)

OECD (1971) *The Industrial Policies of 14 Member Countries*, Paris : OECD (新野幸次郎・広瀬武夫・松下満雄・真野温監訳 『世界主要国の産業政策』 国際商事法研究書、1975年) .

OECD (1982) *Positive Adjustment Policy*, Paris : OECD (日本経済調査協議会訳 『積極的調整政策』 金融財政事情研究会、1984年) .

Pollard, S. (1989) *Britain's Prime and Britain's Decline: The British Economy 1870-1914*, Edward Arnold.

Vernon R. (1986) *Government Control Over Its Multinational Enterprises: The U.S. Case*, Cambridge, MA: Center for Business and Government, Jon F. Kennedy School of Government.